

## ○白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例

(昭和54年9月14日条例第22号)

改正	昭和63年9月26日条例第14号	平成6年12月26日条例第43号
	平成11年3月15日条例第6号	平成14年3月20日条例第11号
	平成14年9月20日条例第19号	平成16年6月29日条例第12号
	平成18年9月15日条例第45号	平成20年3月19日条例第16号
	平成20年9月12日条例第31号	平成24年6月22日条例第20号

## (目的)

第1条 この条例は、精神障がい者の医療費の一部を助成し、もって疾病の早期治療を促進するとともに、精神障がい者の健康保持と早期社会復帰に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療保険 規則で定める医療保険各法をいう。
- (2) 医療機関 医療保険の規定に基づく保険医療機関で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第19条の7若しくは第19条の8に規定する精神科病院若しくは指定病院又は医療法(昭和23年法律第205号)第6条の6第1項に規定する精神科を設け医療を行っている病院をいう。
- (3) 精神障がい者 法第5条に規定する者をいう。
- (4) 保護者 法第20条又は第21条に規定する保護者のうち、当該精神障がい者に治療を受けさせている者をいう。

## (対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本町に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により住民票に記載されている者であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者で現に医療機関で治療を受けている精神障がい者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 法第30条の規定により当該入院に要する費用の全部を支弁されている者
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活保護を受けている者
- (3) 白糠町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和48年白糠町条例第38号)による医療費の助成を受けている者
- (4) 重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年白糠町条例第39号)により医療費の助成を受けている者
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療の給付を受けることができる者

## (助成額)

第4条 助成する額は、対象者が医療機関において入院治療に要した医療費の一部負担金から健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額、同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額及び付加給付される額並びに高額療養費の額を控除して得た額の3割を助成する。

## (助成の方法)

第5条 医療費の助成方法は、対象者の保護者の申請により行うものとする。

2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して6か月

とする。

(受給者証の交付)

第6条 医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、町長に申請し、受給者証の交付を受けなければならない。

(届出の義務)

第7条 保護者は、対象者に第3条の資格要件に変更があった場合又は次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに届出なければならない。

- (1) 対象者が死亡したとき。
- (2) 対象者及び保護者が住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 保護者に変更になったとき。
- (4) 加入医療保険が変更になったとき。
- (5) 受給者証を紛失したとき。
- (6) その他町長が特に必要とするとき。

(助成金の返還)

第8条 偽りその他不正の行為により医療費の助成を受けた者がるときは、町長はその者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和63年9月26日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

附 則(平成6年12月26日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。  
(標準負担額に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第4条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則(平成11年3月15日条例第6号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月20日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月20日条例第19号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年6月29日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月15日条例第45号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、平成18年12月23日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第16号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月12日条例第31号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成24年6月22日条例第20号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

## ○白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例施行規則

(昭和56年3月30日規則第21号)

改正	昭和59年10月1日規則第17号	平成6年12月30日規則第45号
	平成9年9月17日規則第26号	平成11年3月30日規則第2号
	平成19年3月30日規則第19号	平成20年3月31日規則第29号
	平成20年9月29日規則第45号	平成27年12月30日規則第28号
	平成28年3月31日規則第28号	

## (趣旨)

第1条 この規則は、白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例(昭和54年白糠町条例第22号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

## (医療保険各法)

第2条 条例第2条第1号に定める医療保険各法は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

## (資格認定申請)

第3条 条例第6条に規定する受給者証の交付申請は、精神障がい者医療費助成受給資格認定申請書(様式第1号)に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し。ただし、住民基本台帳により確認することができるときは省略させることができる。
- (2) 前条に規定する医療保険各法の被保険者証又は被扶養者証
- (3) 医師の診断書

## (受給者証の交付)

第4条 町長は、条例第6条の申請があったときは、必要な審査を行い、条例第3条に規定する対象者と認定したときは、当該保護者に対して受給者証(様式第2号)を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは、精神障がい者医療費助成受給資格認定却下通知書(様式第3号)を当該保護者に通知するものとする。

## (受給対象期間)

第5条 医療費助成の対象となる期間は、入院した日から退院した日までとする。ただし、死亡又は転出その他の理由により要件を欠くに至ったときは、その日までとする。

## (受給者証の検認及び更新)

第6条 町長は、保護者に交付した受給者証を必要に応じ検認又は更新することができる。

## (受給者証の提示)

第7条 医療機関に医療費の支払いを行ない領収書の発行を求めるときは、保護者は医療機関に対して受給者証の提示を行わなければならない。

## (助成金の申請)

第8条 保護者が条例第5条第1項の規定による医療費の助成を申請するときは、精神障がい者医療費助成申請書(様式第4号)に領収書(様式第5号)を添付して町長に

提出しなければならない。

2 前項の申請は、診療を受けた月毎にまとめ随時町長に提出することができる。  
(医療費の支払い)

第9条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して助成額を決定し精神障がい者医療費助成決定通知書(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

2 助成額の支払いは、請求を受けた日から30日以内に支払うものとし、助成額に1円未満の金額が生じたときは、その額を切捨てして助成するものとする。

## (変更届)

第10条 条例第7条の規定による変更届は、精神障がい者資格変更届(様式第6号)に受給者証を添えて行わなければならない。

## (受給者証の再交付)

第11条 保護者は、受給者証をき損し、又は亡失したときは、受給者証の再交付を受けなければならない。

## (受給者証の返還)

第12条 保護者は、受給資格者が資格要件を喪失したときは、速やかに受給者証を返還しなければならない。

## 附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

## 附 則(昭和59年10月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成6年12月30日規則第45号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

## 附 則(平成9年9月17日規則第26号)

この規則は、平成9年9月19日から施行する。

## 附 則(平成11年3月30日規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行し、第4条の別表第2及び第5条の別表2の改正規定は、平成10年7月1日から適用する。

## 附 則(平成19年3月30日規則第19号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則(平成20年3月31日規則第29号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則(平成20年9月29日規則第45号)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に作成されている受給者証がある場合においては、当分の間、これを使用することが出来る。

附 則(平成27年12月30日規則第28号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(白糠町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の白糠町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この規則の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の白糠町児童福祉法施行細則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町児童福祉法施行細則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この規則の施行の際現に提出されている第4条の規定による改正前の白糠町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町養育医療の給付等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この規則の施行の際現に提出されている第5条の規定による改正前の白糠町養育医療の給付等に関する規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町養育医療の給付等に関する規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この規則の施行の際現に提出されている第6条の規定による改正前の重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この規則の施行の際現に提出されている第7条の規定による改正前の白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町地域生活支援事業条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第8条 この規則の施行の際現に提出されている第8条の規定による改正前の白糠町地域生活支援事業条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町地域生活支援事業条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この規則の施行の際現に提出されている第9条の規定による改正前の白糠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

精神障がい者医療費助成受給資格認定申請書

[別紙参照]

様式第2号

受給者証

[別紙参照]

様式第3号

精神障がい者医療費助成受給資格認定却下通知書

[別紙参照]

様式第4号

精神障がい者医療費助成申請書兼決定書

[別紙参照]

様式第5号

領収書

[別紙参照]

様式第6号

精神障がい者資格変更届

[別紙参照]

様式第7号

精神障がい者受給者証交付整理簿

[別紙参照]

様式第8号

精神障がい者医療費助成記録

[別紙参照]